

危険ブロック塀等対策事業の実施状況について

平成30年11月に創設した、危険ブロック塀等対策事業の実施状況について、以下のとおり報告します。

1 経緯

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を踏まえ、通学路及び避難路に面するブロック塀等について、職員による緊急一斉調査を行い、倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者への改善指導を実施した。また、危険ブロック塀等を改善するための緊急措置として、助成制度（杉並区ブロック塀等改修工事助成金）を創設し、危険ブロック塀等の早期解消に努めてきた。

2 助成制度の周知等

助成制度については、広報紙及び区公式ホームページへの掲載、町会の回覧版等で周知を図ると共に、区が把握している危険ブロック塀等の所有者や、地震時に大きな被害が想定される地域において、戸別訪問やポスティングを実施した。

また、杉並建築会等と連携を図り、塀の所有者等を対象とした無料相談会を定期的を開催し、個別の相談に対応した。そのほか、すぎなみ防災まちづくり（8月）や3.11記念式典（3月）において、ブロック塀の模型展示を行い、安全対策を周知した。

3 助成制度の内容

幅員4m以上の通学路及び避難路に面する倒壊の恐れがあるブロック塀等を対象とし、撤去費については全額、フェンス等を新設する場合には、設置費の2分の1若しくは85,000円/mで算出した額のいずれか低い額とし、50万円を上限とする。

また、危険ブロック塀等の早急な改善を図るため、助成制度は令和元年度末までの時限措置としている。

4 平成30年度助成実績

- ・事前相談件数 47 件
- ・助成件数 14 件
- ・改善された距離 約172 m

5 今後の取組みについて

- ① 助成制度の周知及び定期的な相談会の開催
- ② 助成対象案件への助成申請に向けたアドバイス
- ③ 危険ブロック塀等の所有者への個別訪問等による改善勧奨